



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月13日
号外(1)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

※滋賀県事務委任規則等の一部を改正する規則(人事課) 1

規 則

滋賀県事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第56号

滋賀県事務委任規則等の一部を改正する規則

(滋賀県事務委任規則の一部改正)

第1条 滋賀県事務委任規則(昭和55年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第65号の次に次の1号を加える。

(65)の2 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号。以下この条において「旅館業法等改正法」という。)附則第5条第2項の規定による業務の状況についての調査

第7条第78号の次に次の1号を加える。

(78)の2 旅館業法等改正法附則第9条第2項の規定による業務の状況についての調査

第7条第88号の次に次の1号を加える。

(88)の2 旅館業法等改正法附則第6条第2項の規定による業務の状況についての調査

第7条第92号中「および第3条の3」を「から第3条の4まで」に改める。

第7条第95号の次に次の1号を加える。

(95)の2 旅館業法等改正法附則第3条第1項の規定による業務の状況についての調査

第7条第99号の4の次に次の1号を加える。

(99)の5 旅館業法等改正法附則第7条第2項の規定による業務の状況についての調査

第7条第107号の次に次の1号を加える。

(107)の2 旅館業法等改正法附則第8条第2項の規定による業務の状況についての調査

第7条第131号の次に次の1号を加える。

(131)の2 旅館業法等改正法附則第4条第2項の規定による業務の状況についての調査

第7条第146号から第150号までを次のように改める。

(146) 旅館業法等改正法附則第10条第2項の規定による業務の状況についての調査

(147)から(150)まで 削除

(滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 滋賀県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年滋賀県規則第64号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「相続・合併・分割」

を「譲渡・相続・合併・分割」に改める。

(滋賀県興行場法等施行細則の一部改正)

第3条 滋賀県興行場法等施行細則(昭和59年滋賀県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条中「興行場営業許可申請書(新規・譲受)」を「興行場営業許可申請書」に改め、同条ただし書を削り、

同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第3条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第2条の2第2項の規定による譲渡による興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）の地位の承継の届出は、興行場営業承継届出書（譲渡）（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書

第4条中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第1号中「興行場営業許可申請書（新規・譲受）」を「興行場営業許可申請書」に改め、同様式注3中「（申請者が興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合であつて、構造設備に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。）」を削り、同様式注4中「（申請者が興行場を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者である場合において、(1)、(2)および(5)に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。）」を削り、同様式注4中(4)を削り、(5)を(4)とする。

別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第3条関係)

興行場営業承継届出書(譲渡)		受 付 欄
(宛先) 滋賀県知事		
興行場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
届出者 (譲受人)	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	電話 () -
	ふ り が な 氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
	生 年 月 日	年 月 日 生
譲渡人	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	ふ り が な 氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ふ り が な 興 行 場 の 名 称		
興 行 場 の 所 在 地		電話 () -
許 可 年 月 日 お よ び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書

(滋賀県旅館業法施行細則の一部改正)

第4条 滋賀県旅館業法施行細則(昭和32年滋賀県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「旅館業許可申請書(新規・譲受)」を「旅館業許可申請書」に改め、同条第5項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第1条の3第1項の申請書は、旅館業営業承継承認申請書(譲渡)(別記様式第2号)によるものとする。

別記様式第1号中「旅館業許可申請書(新規・譲受)」を「旅館業許可申請書」に改め、同様式注3中「(申請者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合であつて、構造設備の概要に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。)」を削り、同様式注4中「(申請者が旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者である場合であつて、(1)から(3)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式注4(5)を削る。

別記様式第5号を別記様式第6号とし、別記様式第2号から別記様式第4号までを別記様式第3号から別記様式第5号までとし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第2条関係)

旅館業営業承継承認申請書(譲渡)		受付欄
年 月 日		
(宛先) 滋賀県知事 旅館業法第3条の2第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。		
申請者 (譲受人)	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	ふりがな氏名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
	生年月日	年 月 日生
申請者 (譲渡人)	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	ふりがな氏名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
譲渡の予定年月日		年 月 日
営業の種類		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業
ふりがな施設の名称		
施設の所在地		〒 _____ 電話 () _____
許可年月日および許可番号		年 月 日 第 _____ 号

<p>法第3条第2項各号に該当することの有無</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者 <input type="checkbox"/> (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <input type="checkbox"/> (3) 禁錮以上の刑に処せられ、または法もしくは法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 <input type="checkbox"/> (4) 法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 <input type="checkbox"/> (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下この様式において「暴力団員等」という。) <input type="checkbox"/> (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当する者 <input type="checkbox"/> (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの <input type="checkbox"/> (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>法第3条第3項各号に該当することの有無(有の場合にあつては、施設の名称および敷地までの距離)</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この様式において「幼保連携型認定こども園」という。) <input type="checkbox"/> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。) <input type="checkbox"/> 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、法第3条第3項第1号および第2号に掲げる施設に類するものとして滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)第2条第1項に規定するもの <p>施設名称()、距離(m)</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>旅館業法施行条例別表第2第5項第1号の区域に該当することの有無(有の場合にあつては、当該施設の名称および敷地までの距離)</p>	<p><input type="checkbox"/> 有</p> <p>施設名称()、距離(m)</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p>
<p>旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 旅館業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款または寄附行為の写し

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(滋賀県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第5条 滋賀県公衆浴場法施行細則(平成8年滋賀県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公衆浴場営業許可申請書(新規・譲受)」を「公衆浴場営業許可申請書」に改める。

第3条の見出し中「相続」を「譲渡、相続」に改め、同条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

省令第1条の2第1項の届出書は、公衆浴場営業承継届出書(譲渡)(別記様式第2号)によるものとする。

第4条中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改める。

別記様式第1号中「公衆浴場営業許可申請書(新規・譲受)」を「公衆浴場営業許可申請書」に改め、同様式注3中「(申請者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合であって、構造設備に変更がないときは、同欄の記載を省略することができる。)」を削り、同様式注4中「(申請者が浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者である場合において、(1)から(5)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式注4(7)を削る。

別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号を別記様式第4号とし、別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第3条関係)

公衆浴場営業承継届出書(譲渡)		受 付 欄
(宛先) 滋賀県知事		
年 月 日		
公衆浴場法第2条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
届 出 者 (譲受人)	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	電 話 () -
	ふ り が な 氏 名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)	
	生 年 月 日	年 月 日 生
譲 渡 人	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	ふ り が な 氏 名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ふ り が な 公 衆 浴 場 の 名 称		
公 衆 浴 場 の 所 在 地		電 話 () -
許 可 年 月 日 お よ び 許 可 番 号		年 月 日 第 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款または寄附行為の写し

(滋賀県理容師法施行細則の一部改正)

第6条 滋賀県理容師法施行細則(昭和33年滋賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「理容所開設届(新規・譲受)」を「理容所開設届」に改め、同条第4項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 省令第20条の2第1項の届出書は、理容所営業承継届出書(譲渡)(別記様式第3号)によるものとする。

第3条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条第3項中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改める。

別記様式第1号中「理容所開設届(新規・譲受)」を「理容所開設届」に改め、同様式注3中「(届出者が理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合において、(1)から(4)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式注3(6)を削る。

別記様式第6号を別記様式第7号とし、別記様式第3号から別記様式第5号までを別記様式第4号から別記様式第6号までとし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第2条関係)

理容所営業承継届出書(譲渡)		受付欄
(宛先) 滋賀県 保健所長 理容師法第11条の3第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		年 月 日
届出者 (譲受人)	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	フリガナ氏名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
	生年月日	年 月 日生
譲渡人	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	フリガナ氏名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
譲渡の年月日		年 月 日
理容所の名称		
理容所の所在地		〒 _____ 電話 () _____
検査確認年月日および番号		年 月 日 第 _____ 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- (3) 理容所検査確認済証

(滋賀県美容師法施行細則の一部改正)

第7条 滋賀県美容師法施行細則(昭和33年滋賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「美容所開設届(新規・譲受)」を「美容所開設届」に改め、同条第4項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 省令第20条の2第1項の届出書は、美容所営業承継届出書(譲渡)(別記様式第3号)によるものとする。

第3条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同条第3項中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改める。

別記様式第1号中「美容所開設届(新規・譲受)」を「美容所開設届」に改め、同様式注3中「(届出者が美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合において、(1)から(4)までに掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式注3(6)を削る。

別記様式第6号を別記様式第7号とし、別記様式第3号から別記様式第5号までを別記様式第4号から別記様式第6号までとし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第2条関係)

美容所営業承継届出書(譲渡)		受付欄
(宛先) 滋賀県 保健所長		
年 月 日 美容師法第12条の2第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
届出者 (譲受人)	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	ふりがな氏名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
	生 年 月 日	年 月 日生
譲渡人	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	ふりがな氏名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ふ り が な 美 容 所 の 名 称		
美 容 所 の 所 在 地		〒 _____ 電話 () _____
検 査 確 認 年 月 日 お よ び 番 号		年 月 日 第 _____ 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- (3) 美容所検査確認済証

(滋賀県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第8条 滋賀県クリーニング業法施行細則(昭和32年滋賀県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「クリーニング所開設届(新規・譲受)」を「クリーニング所開設届」に改め、同条第2項中「無店舗取次店営業届出書(新規・譲受)」を「無店舗取次店営業届出書」に改め、同条第5項中「第2条の3第1項または第2条の4第1項」を「第2条の4第1項または第2条の5第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に、「別記様式第2号の2」を「別記様式第2号の3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 施行規則第2条の2第1項の届出書は、クリーニング所等営業承継届出書(譲渡)(別記様式第2号の2)によるものとする。

別記様式第1号中「クリーニング所開設届(新規・譲受)」を「クリーニング所開設届」に改め、同様式注2を削り、同様式注3中(届出者がクリーニング所の開設者から当該営業を譲り受けた者である場合において、(1)および(2)に掲げる書類のうち内容に変更がないものがあるときは、当該内容に変更がない書類の添付を省略することができる。)」を削り、同様式注3(3)を削り、同様式注3を同様式注2とする。

別記様式第1号の2中「無店舗取次店営業届出書(新規・譲受)」を「無店舗取次店営業届出書」に改め、同様式中注2および注3を削り、注4を注2とする。

別記様式第2号の2を別記様式第2号の3とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第1条関係)

クリーニング所等営業承継届出書 (譲渡)		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 滋賀県 保健所長		
クリーニング業法第5条の3第1項の規定により地位を承継したので、次のとおり届け出ます。		
届 出 者 (譲受人)	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	ふ り が な 氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
	生 年 月 日	年 月 日 生
譲 渡 人	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒 _____ 電話 () _____
	ふ り が な 氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)	
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
ふ り が な クリーニング所または無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の保管場所および自動車登録番号もしくは車両番号		〒 _____ 電話 () _____
ク リ ー ニ ン グ 所 の 検 査 確 認 年 月 日 お よ び 番 号		年 月 日 第 _____ 号

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) クリーニング所にあつては、クリーニング所検査確認済証

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

